データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
020	00259	課税所得調整控除前	個人判定情報			9	13			任意	収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の地方税法上の控除金額（年少扶養控除廃止に伴う調整控除を含む。）を差し引いた後の額		◎
020	00260	課税所得調整控除後	個人判定情報			9	13			任意	収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の地方税法上の控除金額（年少扶養控除廃止に伴う調整控除を含まない。）を差し引いた後の額		◎
020	00261	非課税公的年金等所得	個人判定情報			9	13			任意	非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額の算定元となる金額		◎
020	00262	所得額	個人判定情報			S9	13			必須	所得制限判定時の本人の算定額、控除前の所得額の合計		◎
020	00263	控除後の所得額	個人判定情報			9	13			必須	算定額控除後の所得額		◎
020	01110	非課税公的年金等収入額	個人判定情報			9	13			任意	非課税公的年金等収入額		○
020	01111	課税年金収入額	個人判定情報			9	13			任意	課税年金収入額		○
020	01112	公的年金等所得以外の雑所得	個人判定情報			9	13			任意	公的年金等所得以外の雑所得		○
020	01113	給与所得及び雑所得以外の総所得額	個人判定情報			9	13			任意	給与所得及び雑所得以外の総所得額		○
020	01114	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	個人判定情報			9	13			任意	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		○
020	00264	請求者の養育費の額１０割	個人判定情報			9	13			任意	請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報_児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条に定める金品等の金額のうち母又は父に対し支払われた額	・養育費の支払いがあった場合は出力すること	○
020	00265	請求者の養育費の額８割	個人判定情報			9	13			任意	児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める金品等の金額のうち、母又は父に対して支払われた養育費の8割相当額	・養育費の支払いがあった場合は出力すること	○
020	00266	児童の養育費の額１０割	個人判定情報			9	13			任意	請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報_児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち児童に対し支払われた額	・養育費の支払いがあった場合は出力すること	○
020	00267	児童の養育費の額８割	個人判定情報			9	13			任意	児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた養育費8割の相当額	・養育費の支払いがあった場合は出力すること	○
020	00268	養育費の額計８割	個人判定情報			9	13			任意	母又は父に対して支払われた養育費の8割相当額と児童に対し支払われた養育費8割相当額の合計	・養育費の支払いがあった場合は出力すること	○
020	00269	備考	個人判定情報			N	2000			任意	記録したい事項		◎
020	00270	70歳以上の同一生計配偶者	個人判定情報			9	2			任意	70歳以上の同一生計配偶者数	70歳以上の同一生計配偶者害る場合は出力すること	○